

EU 離脱後の英国会社法とその展望（上）

— EU 会社法との相互作用を踏まえて —

田 邊 真 敏

- 1 はじめに
- 2 英国会社法と EU (EC)
- 3 EU 会社法指令の英国会社法への編入
- 4 英国の EU 法レジームからの離脱
- 5 EU 離脱後の英国会社法

1 はじめに

世界に衝撃を与えた 2016 年 6 月の国民投票から 3 年半が経過した 2020 年 1 月 31 日をもって、英国は EU から離脱した。離脱条件をめぐる英国と EU の交渉は難航し、2018 年 11 月に離脱協定案が策定されたが、英国議会で 3 度にわたり否決されて、首相が交代する事態となった。当初の離脱期限であった 2019 年 3 月 31 日から、実に 3 度に及ぶ離脱期限の延長を経ての “Get Brexit Done”¹⁾ となった。その後、加盟国とほぼ同じ環境が保たれる移行期間 (Implementation Period) 中に、英国と EU は新たな自由貿易協定 (FTA) など将来関係をめぐる交渉を続けたが、こちらも難航を極めた²⁾。最長 2 年間延長することができた移行期間であるが、英国は延長を求めず退路を断って、2020 年 12 月末の期限ぎりぎりに合意にこぎつけた。FTA の合意で関税ゼロは維持されて最

1) 2019 年 12 月の英国下院議会総選挙における保守党の政治スローガン。同選挙では、ボリス・ジョンソン首相が率いる保守党が 650 議席中 365 議席を獲得した。

2) 2020 年 6 月時点までの EU 離脱をめぐるイギリスの政治過程は、スティーブン・デイ＝カウ昌幸『「ブレグジット」という激震 混迷するイギリス政治』(ミネルヴァ書房、2021) に詳しい。なお、離脱交渉の論点を解説した文献として、庄司克宏『ブレグジット・パラドックス 欧州統合の行方』(岩波書店、2019)。

悪のシナリオは回避され、2021 年 1 月 1 日から新たな英・EU 関係がスタートした。しかしながら、ヒト・モノ・サービスの自由な移動は終了し、通関手続が復活して、金融などの各種規制・監督が分離されるため、経済分野の不安定要因は解消されていない³⁾。

本稿は、英国会社法への EU 会社法秩序の編入を中心に両者の相互作用を振り返ったうえで、EU 離脱の影響を分析し、今後の英国会社法を展望する。

2 英国会社法と EU (EC)

英国における近代会社法の形成は 1856 年ジョイント・ストック・カンパニー法 (Joint Stock Companies Act) にさかのぼる。その後の改正を経て 1862 年にはじめて Companies Act という名の大部の法律となった (212 条と 3 附則)⁴⁾。それに伴い法規定を短時間で包括的・網羅的に見直すことが困難となったため、商務省はおよそ 20 年ごとに会社法改正委員会を設置して、その勧告に基づいて会社法を改正する慣行が確立した。1943 年に設置されたコーエン委員会の勧告を採用した 1948 年会社法は、その約 40 年後に 1985 年会社法 (Companies Act 1985) が制定されるまで、英国における会社に関する基幹法 (principal act) となった⁵⁾。そして、その間において法改正に向けてのインパクトとなったのが、1962 年のジェンキンズ勧告と 1973 年の欧州共同体 (EC) 加盟であった。

欧州共同体は、単一市場の完成という経済的統合を通じて、ヨーロッパの政治的統合を図るという究極的目的を有しており、そのためには会社企業に対する各国法の規制が異なっている状態を終結させるという課題に取り組む必要があった。1957 年ローマ条約は、閣僚理事会 (Ministerial Council) と EC 委員会 (Commission of the European Communities) に、各国会社法調整の義務を課し、そ

3) 「亀裂の欧州 英 EU 離脱①②」『日本経済新聞』2020 年 12 月 26 日・27 日。

4) 25 & 26 Vict. c.89. 近代会社法形成に至る英国会社法の沿革については、武市春男『イギリス会社法』52 頁以下 (国元書房、1961)、小町谷操三『イギリス会社法概説』4 頁以下 (有斐閣、1962) 参照。

5) 1948 年会社法の骨格については、上田純子『英連邦会社法発展史論——英国と西太平洋諸国を中心に』20 頁以下 (信山社、2005) 参照。

の義務を履行させるべく、閣僚理事会に指令（directive）を発する権限を与えた⁶⁾。EC 会社法指令が採択されると、構成国は何らかの形で命令を国内規制化せざるを得ず、会社法の域内統一が進められることになる。

1973 年 1 月 1 日に EC に加盟した英国は、それにあわせて 1972 年にヨーロッパ共同体法（European Communities Act 1972）を制定して、EC 法（acquis communautaire）を包括的に国内法化する措置を講じた。それを受けて、会社法に関する EC 指令が逐次国内法化されていった。

1993 年、マーストリヒト条約によって EC 構成国は EU（欧州連合）を発足させ、その共同活動範囲を拡大するとともに、構成国間の紐帯をより強めた。EU 域内の会社法の調和は、EU 運営条約第 50 条を法的根拠として引きつづき会社法指令によって進められ、各国の国内法は指令の要求を完全に遵守するよう調整されてきた（ただし、一言一句そのまま従うことまでは求められない）。

これまでに発せられた会社法指令のほとんどの内容は、英国においては 2006 年会社法およびそれに関連する命令（statutory instrument）に織り込まれている。

それらの指令は 4 つの世代に分けることができる⁷⁾。第 1 指令と第 2 指令が第 1 世代であり、これらはドイツ法の起草スタイルの影響を大きく受けているため、規定が非常に詳細である。第 2 世代は第 3 指令、第 4 指令、第 6 指令、第 7 指令、第 8 指令からなり、これらの指令は依然としてかなり精緻な文言ではあるが、柔軟性が以前より大きくなっており、指令の内容を国内法に織り込む際の裁量の幅が、第 1 世代に比べ大きい。第 11 指令、第 12 指令は、第 3 世代として調和に向けた「新たなアプローチ」をとり、調和の実現方法を事細かに書くのではなく、そのために必要不可欠な要件のみを特定している⁸⁾。そして第 4 世代といえるのが、比較的最近になり採択された第 13 指令に見られる「枠組み」指令であり、会社本店移転に関する第 14 指令案もこれに属する。

2017 年には、これまで発せられた指令の変更内容を取りまとめて最新のもの

6) ローマ条約第 44 条 2 項 (g)。

7) John Birds et al, *Boyle & Birds' Company Law*, 10th Ed, LexisNexis, 2019, p. 31.

8) 第 12 指令は、採択以来何度か改正されていたため、規定の整理統合のため Directive 2009/102/EC に切り替えられた。

にアップデートした2017年6月14日会社法の一定の領域に関する指令⁹⁾が出された。これに伴い、第1指令、第2指令、第3指令、第6指令、第10指令、第11指令は廃止され、その内容は1つの指令に統合されたことになる。とはいえそれらの指令をめぐる議論が決着したわけではなく、2017年指令は、廃止された指令の内容を実質的に変更することなく1つの文書に置き換えたに過ぎない。

以上の諸指令によって要求された項目には、株式会社の公示・開示事項、株式会社の資本の確定・充実・維持・変更、新株引受権、計算および検査に関する規定、一人会社の規制枠組み、企業買収に関する規律、EU域内での支店設置、上場会社の株主権および株式会社の合併・分割が含まれている¹⁰⁾。

英国2006年会社法には、2017年指令で統合されたそれ以前の指令内容のほかに、2007年7月11日株主権指令¹¹⁾、2004年4月21日公開買付指令（第13指令）¹²⁾などの内容が取り込まれている。

3 EU 会社法指令の英国会社法への編入

3.1 第1指令

第1指令は、会社の公示、会社の権利能力と取締役の権限および会社の設立無効の3つの基本的事項に関するものであった¹³⁾。英国では、ヨーロッパ共同体法第9条第8項によって指令の内容が履行された。同項が「本条は、1948年会社法と一体のものとして解釈されなければならない」と定めていることにより、

9) Directive (EU) 2017/1132 relating to certain aspects of company law.

10) 株式会社の公示・開示事項、株式会社の資本の確定・充実・維持・変更、計算および検査に関する規定、一人会社の規制枠組み、企業買収に関する規律、上場会社の株主権および株式会社の合併・分割についての指令の内容は、高橋英治『ヨーロッパ会社法概説』78頁以下（中央経済社、2020）参照。

11) Directive (EU) 2007/36/EC on the exercise of certain rights of shareholders in listed companies; Directive (EU) 2017/828 amending Directive 2007/36/EC as regards the encouragement of long-term shareholder engagement.

12) Directive (EU) 2004/25/EC on takeover bids.

13) First Council Directive 68/151/EEC of 9 March 1968, OJ L 65, 14.3.1968, English special edition: Series I Volume 1968 (I) pp. 41-45.

直ちに 1948 年会社法の一部としての効力を有することとなった。

ヨーロッパ共同体法第 9 条第 1 項は、「善意 (good faith) で会社と取引する者の利益において、取締役の決定した取引は会社の能力の範囲内のものとみなされ、かつ、会社を拘束する取締役の権限（代表権）は、基本定款や通常定款上のいかなる制限にも服しないものとする。取引の相手方は会社の能力に関する調査義務を負わず、反対事実が証明されないかぎり、善意で行為したものと推定される」と定めている¹⁴⁾。これによって、従来の英国の能力外法理 (ultra vires doctrine) には大幅な修正が加えられた。もっともこの改正によって英国会社法史上長い歴史を持つ能力外法理が完全に排除されたわけではなく、能力外法理からの脱却が達成されるのは 1989 年改正においてであった。

1989 年会社法では、第 108 条に、①会社の行為が会社の目的外であるとしても、会社の能力の欠缺という理由ではその効力は問題とされないこと、②株主は、会社の能力外の行為に対する差止訴訟の提訴権者となりうること、③取締役が対内的にはなお、基本定款に由来する権限の制限にしたがう義務を有しており、取締役がした能力外の行為は、特別決議によってのみ追認されうることが定められた。また 1985 年会社法に追加規定が設けられ、善意の第三者との取引において取締役会は、定款のいかなる制限にも服さず会社が有する全権限を行使することができるとされた (35A 条)。これに伴い第三者の悪意が擬制される擬制認識 (constructive notice) の法理が排除された (35B 条)¹⁵⁾。

3.2 第 2 指令

第 2 指令は、株式会社の設立および株式資本の維持と変更に関し、株主およ

14) 条文訳は、森本滋『EC 会社法の形成と展開』96 頁（商事法務研究会、1984）に基づく。

15) J.H. Farrar & B.M. Hannigan, *Farrar's Company Law*, 4th Edition (Butterworths, 1998), p.368 (hereinafter referred to as "Farrar"); Paul L. Davies, *Gower's Principles of Modern Company Law*, 6th Edition (Sweet & Maxwell, 1997), pp.211-217 (hereinafter referred to as "Gower, 6th"). 川内克忠 = 石山卓磨「1985 年英国会社法の概要〔下〕——総括法成立の経緯とその特色」商事 1070 号 422 頁 (1986)。また、能力外法理に関する 1989 年会社法による法改正の骨子と法案審議過程における論点について、斉藤武「能力外原則の改正——1989 年英国会社法」法学 54 巻 6 号 1051 頁以下 (1991) 参照。

び第三者の利益を保護することを目的としていた¹⁶⁾。とりわけ資本維持のルールは英国会社法に顕著な影響を与えた。その主眼は、公開会社に対して資本および株式関連事項の公示義務の範囲を示すこと、および資本維持に関する諸規定を整備することであった¹⁷⁾。

第2指令は、1980年改正および1981年改正で英国会社法に織り込まれた。これらによる改正の多くは、判例法によって19世紀後半以降形成されてきた資本維持の原則を明文化するものであった¹⁸⁾。一方、自己株式取得を緩和した法改正は¹⁹⁾、自己株式の引受け・取得を禁じてきた英国判例法理を大きく修正するものとなった²⁰⁾。また、従来法定されていなかった株主の新株引受権の規定が設けられたほか²¹⁾、取締役の新株発行権限が株主総会の決議または附属定款の授權に基づくこととなった²²⁾。

3.3 第3指令・第6指令

第3指令は公開会社の合併手続に関するものである²³⁾。合併に際し、株主、従業員、会社債権者等の利害関係者の保護が同等になることを求めている。第6指令は公開会社の会社分割手続について同様のルールを定めている²⁴⁾。両指令とも各加盟国内における合併・会社分割のみを対象としている。

16) 77/91/EEC of 13 December 1976, OJ L26/1.

17) 森本・前掲注14) 103頁以下。

18) 上田・前掲注5) 53頁-54頁。例えば、配当は利益以外から支払われてはならないとする1985年会社法第263条1項は、従来の判例法理を再確認したものであった(Gower, 6th, *supra* note 15 at 282)。1981年会社法の株式資本に関する改正について、中川美佐子「英国1981年会社法の概要(5)(6)(7)」際商10巻12号800頁以下(1982)、11巻1号41頁以下、11巻2号116頁以下(1983)参照。

19) Companies Act 1980, s 35 (1); Companies Act 1981, ss 46-56. これらの規定は、1985年会社法により同法162条~167条、171条~177条に整理統合された。川内=石山・前掲注15) 423頁。

20) 森本・前掲注14) 129頁以下。

21) Companies Act 1980, s 17. 森本・前掲注14) 147頁-149頁参照。

22) Companies Act 1980, s 14. 森本・前掲注14) 146頁-147頁参照。

23) Directive 2011/35/EU concerning mergers of public limited liability companies, OJ L 110/1.

24) Directive 82/891/EEC of 17 December 1982 concerning the division of public limited liability companies, OJ L 378/47.

英国会社法は、伝統的に合併等に関する規定を設けてこなかったが、第3指令、第6指令の内容を国内法に反映させるために、1987年会社（合併および会社分割）規則²⁵⁾を制定し、これにより1985年会社法に合併および会社分割に関する規定が追加された。2006年会社法は、その規定内容を引き継ぐとともに（2006年会社法第27編）、規定の配列を会社法指令に近づける整備を行った²⁶⁾。

2009年には、第3指令および第6指令に定められた手続を簡素化することを目的とした改正が行われた²⁷⁾。英国ではその内容を織り込むために、2011年会社（合併および会社分割における報告要件）規則²⁸⁾が制定された。これにより、ウェブ上の公示・閲覧が認められたほか、情報開示義務が一部緩和された。

3.4 第4指令・第7指令・第8指令

第4指令は会社の年次計算書類に関するものである²⁹⁾。EC域内における会社財務情報の比較可能性と同等性を確保することを目的としていた。英国会社法には1981年改正で第1編（会社の会計および開示）に取り入れられた。財務諸表に関する従来の一般規定の見直しと、中小会社に対する財務諸表開示義務の一部免除、および休眠会社の会計監査人選任義務免除に関する規定が導入された。第4指令の草案は英国のEC加盟以前に作成されていたため、1981年改正は英国の会計制度が大陸法の影響を受けるという現象をもたらすこととなった³⁰⁾。

25) Companies (Mergers and Divisions) Regulations 1987 (SI 1987/1991).

26) イギリス会社法制研究会『イギリス会社法』632頁（成文堂、2017）。川島いづみ＝林孝宗「2006年会社法における合併・会社分割の規制〔上〕〔下〕」際商39巻12号1763頁（2011）、40巻2号262頁（2012）。

27) Directive 2009/109/EC.

28) Companies (Reporting Requirements in Mergers and Divisions Regulations 2011 (SI 1606/2011).

29) Directive 78/660/EEC of 25 July 1978, OJ L 222/11.

30) 具体的には、それまで専ら慣行に委ねられていた財務諸表の様式について、会社法にひな型が定められたことや分配可能利益の確定のための詳細な会計規定の導入など（1981年会社法第1附則）である。中川美佐子「英国1981年会社法における会計規定〔上〕〔中〕〔下〕」際商12巻7号480頁、12巻8号566頁、12巻9号647頁（1984）、尾崎安史「イギリス会社法における資本維持——1980年会社法との関連において」早法58巻2号145頁以下（1983）参照。なお現行の2006年会社法の分配規制について、本間美奈子「イギリス会社法における分配規制」際商39巻4号514頁

第7指令は、第4指令で示された計算・監査規定を連結ベースに拡張するものであり、親会社は単体の年次計算書類に加えて連結計算書類を作成することが義務づけられた³¹⁾。英国1989年会社法第1編は第7指令に基づくものである。

第8指令は、単体および連結の計算書類の監査についての補足規定である³²⁾。会社計算業務が完全性 (integrity) と独立性 (independence) をもって執行されることを目的としていた。会計監査人の資格要件が明確にされ、各加盟国は会計監査人を登記することが義務づけられた。英国では1989年会社法第2編に反映された。その後、2006年の改正指令では、会計監査人の独立性と資質を確保するルールが導入され、社会的影響度の高い事業体 (public interest entity (公開会社、銀行、保険会社等。以下、「公益事業体」)) には、監査委員会の設置が要求された³³⁾。さらに、2014年4月16日の規則によって公益事業体の監査手続に関する詳細なルールが定められた³⁴⁾。

3.5 第11指令・第12指令

第11指令は、他の加盟国で登記された支店に、第1指令、第4指令、第7指令、第8指令の適用拡大を図るものである³⁵⁾。そのために、支店に関する情報の翻訳と開示が求められている。

この点につき1985年会社法第23編は、グレート・ブリテン島外で設立されグレート・ブリテン島に事業拠点を置く会社に適用されていたが、第11指令の開示要件との調和を図る規則が設けられ、2006年会社法第34編に引き継がれている³⁶⁾。同法第1044条以下の規定により、外国会社は、商号その他の詳細、計算書類、取締役報告書、担保などの事項を登記しなければならず、所定の報告・開示要件に服する。

第12指令は、社員1名の非公開有限会社の設立を許容する原則のみを定め

(2011) 参照。

31) Directive 83/349/EEC of 13 June 1983, OJ L193/1.

32) Directive 84/253/EEC of 10 April 1984, OJ L 126/20.

33) Directive 2006/43/EC of 17 May 2006, OJ L157/87.

34) Regulation 537/2014 of 16 April 2014, OJ L158/77.

35) Directive 89/666/EEC of 21 December 1989, OJ L395/36.

36) イギリス会社法制研究会・前掲注26) 761頁。

る³⁷⁾。全ての持分を1名の社員が有する事実の開示や1名の社員による意思決定の記録を義務づける等の基本的な事項について若干の規定を置き、ルールの詳細は各加盟国に委ねている。

英国では、1992年に、株式会社の特別形態ともいべき私会社（private company）について、一人私会社の設立を認める会社法規則が制定され³⁸⁾、その後同規則にあわせて1985年会社法の文言が修正された。2006年会社法では、会社の種類を問わず一人会社の設立が認められている³⁹⁾。

3.6 第10指令

第10指令⁴⁰⁾は越境（クロスボーダー）合併指令と呼ばれ、多国籍企業の組織再編の簡素化を目的として、越境合併の手続および当事会社の利害関係者の保護を定める⁴¹⁾。2005年10月に採択され、加盟国には2007年12月までの実行が求められた。

英国では、2007年会社（越境合併）規則（Companies (Cross-Border Merger) Regulations 2007)⁴²⁾が制定され、指令の内容が反映された。その結果、英国会社法は越境合併のために、内国会社の合併に用いられるアレンジメント・スキーム（scheme of arrangement）とは別にカスタマイズされた手続を用意し

37) Directive 89/667/EEC of 21 December 1989, OJ L 395/40, repealed by Directive 2009/102/EC of 16 September 2009, OJ L258/20.

38) Companies (Single Member Private Limited Companies) Regulations 1992.

39) Companies Act 2006, s 7.

40) Directive 2006/56/EC on cross-border mergers of limited liability companies, OJ L310/10.

41) 第10指令の詳細については、例えば、早川勝「EUにおける国境を越えた合併——EU第10指令を中心として」同法58巻5号7頁以下（2006）、三浦哲男「国境を越える企業合併。その法的問題点——欧州会社法制の最前線を探る」富大経済論集53巻1号63頁以下（2007）、池田良一「EUにおけるクロスボーダー組織再編の法的根拠（1）（3）」際商37巻10号1337頁、37巻12号1636頁（2009）、伊達竜太郎「EUにおける国際合併の法理論」沖国45号137頁以下（2017）参照。なお、第10指令の翻訳として、正井章作「EUにおける国境を越えた合併——会社法第10指令」早法81巻4号451頁（2006）。

42) SI 2007/2974, as amended, a self-standing set of regulations made under the European Communities Act 1972 and constituting a major piece of corporate law which is not located in the 2006 Act at all.

ている⁴³⁾。この規則は、英国会社と英国以外の EEA 域内で設立された会社の合併に適用される。英国会社同士および EEA 域外で設立された会社との合併は対象外である⁴⁴⁾。

3.7 2007 年 7 月 11 日株主権指令

2007 年 7 月 11 日株主権指令は、上場会社の外国株主による議決権行使に資する目的で採択された⁴⁵⁾。会社は株主の株主総会出席と議決権行使に関し、すべての株主を平等に取り扱わなければならない。会社は一定の情報を総会の 21 日以上前に提供しなければならない、また株主には議題提案権、議案提出権が認められる。会社は総会出席と議決権の行使に関する電子的な手段の利用を含めたルールのほか、質問権、議決権の代理行使、書面投票についても定められている。指令の内容の実施期限は 2009 年 8 月 3 日とされた。

英国では 2006 年会社法第 13 編に含まれている公開会社の株主総会における 21 日前の招集通知 (307 条 2 項)、議決権の代理行使 (324 条～331 条)、株主提案権 (338 条～340 条) 等の規定に加え、さらに未履行部分を国内法化するために、2009 年会社 (株主権) 規則⁴⁶⁾が定められた。これに基づき 2006 年会社法に、書面による議決権行使 (285A 条、322A 条)、電子総会および電子投票 (360A 条) の規定が新設された。また、年次総会における議決権を有する株式を発行する会社で、当該株式が当該会社の同意に基づき EEA 内の規制市場においてが許可されているものを、「規制市場上場会社 (traded company)」(360C 条) と定義して、規制市場上場会社の株主総会に関して特有の規整を設けている⁴⁷⁾。

43) Paul L. Davies & Sarah Worthington, *Gower's Principles of Modern Company Law*, 10th Edition (Sweet & Maxwell, 2016) ¶29-16 (hereinafter referred to as "Gower, 10th").

44) SI 2007/2974, reg. 2.

45) Directive 2007/36/EC of 11 July 2007 OJ L184/17.

46) Companies (Shareholders' Rights) Regulations 2009, SI 2009/1632.

47) 招集通知 (307A 条)、総会前の情報公開 (311A 条)、総会における質問権 (319A 条)、委任状等の受領のための電子的アドレス提供義務 (333A 条)、株主の議題追加請求権 (338A 条)、株主提案の回付義務 (340A 条)、株主提案事項の回付費用 (340B 条)、年次総会の出席および投票要件 (360B 条)。

3.8 2004 年 4 月 21 日公開買付指令（第 13 指令）

2004 年 5 月 20 日に発効した公開買付指令（第 13 指令）は、2006 年 5 月 20 日までにその内容を国内法化することを求めた⁴⁸⁾。公開買付指令は、英国の主導で策定され、英国の公開買付けに関するシティ・コードの経験を大幅に取り入れ、加盟国間に公開買付規制について平等な水準（level playing field）を確保することを目的としている。

その特徴として、取締役の中立義務、ブレイク・スルー原則、相互主義の 3 つが挙げられる。取締役の中立義務とは、買付者が公開買付けの申込みを決定したという情報を得た対象会社の経営者は、事前に株主総会の承認を得なければ、原則として公開買付けを阻止する行為をすることができないという義務である。ブレイク・スルー原則は、公開買付けの対象会社が、定款または契約で議決権の制限などを定めていても、買付者に対してはその効力が及ばないとする原則である。事前に防衛策を設けてもそれを機能させないことによって公開買付けを容易にする。相互主義は、対象会社と買付者の武器対等の実現を図るために、中立義務やブレイク・スルー原則を備える買付者に対してだけ対象会社も同じ義務に服するというものである⁴⁹⁾。

中立義務とブレイク・スルー原則は、国内法化の際にオプト・インするかオプト・アウトするかを選択権が加盟国に認められている。英国は中立義務についてはすでに同様の規制を設けていたことからオプト・インしたが、ブレイク・スルー原則はオプト・アウトした。ただし、個々の会社がブレイク・スルー原則を採用することは認めることとした。相互主義については、英国の開かれた公開買付法制の方針と両立しないとして採用されなかった⁵⁰⁾。

英国における公開買付指令の国内法化は、2006 年会社法に第 28 編を設けて実行された。1968 年に設立された民間の自主規制団体である公開買付けと合併に関するパネル（Panel on Takeovers and Mergers）は、2006 年会社法により法律上の基礎づけを得て、テイクオーバー・パネル（Takeover Panel）とし

48) Directive 2004/25/EC of 21 April 2004 OJ L142/12.

49) 早川勝「英国における EU 公開買付指令の国内法化 — 2006 年英国会社法におけるパネルの規制」同法 61 巻 2 号 49 頁（2009）。

50) 早川・前掲注 49) 73 頁-76 頁。

て、従前と同様に公開買付けに関する規制の制定、解釈、運用の権限を行使することとなった。

4 英国の EU 法レジームからの離脱

2018 年 6 月 26 日、EU から離脱した後の EU 法の扱いを定めた 2018 年 EU 離脱法 (European Union (Withdrawal) Act 2018。以下、「2018 年法」) が女王の裁可 (royal assent) を受け成立した⁵¹⁾。2018 年法は、英国に直接適用される EU 法および EU 加盟国としての英国の義務を履行するために制定されたすべての国内法が、(若干の例外を除き) 離脱日 (exit day) をもって英国の国内法に転換され、または国内法として維持されることを確保することを目的としている。それらの法令は、英国議会がそれを改正する立法を行うか、連合王国最高裁判所またはスコットランド最高刑事裁判所 (High Court of Justiciary in Scotland) が異なる判断を示さない限り、離脱後も引きつづきそれ以前と同じく適用される。また 2018 年法は、離脱前の EU 司法裁判所の判例法が、英国の裁判所において最高裁判所およびスコットランド最高刑事裁判所と同じ拘束力または先例性を与えられることを定めている。

2018 年法は、離脱日以降の法令の解釈方法も取り上げている。効力が維持される EU 法の有効性、意義または効力に関する問題は、当該法令が離脱日以降も改正されず、関連性を保っている限り、維持される判例法および EU 法の原理に従い、かつ離脱日直前の EU の権限の限界をとりわけ考慮した上で決定される。

2020 年 EU 離脱法 (European Union (Withdrawal) Act 2020。以下、「2020 年法」) は離脱協定を発効させるための法律である。それを実現するために、履行期間を 2020 年 12 月 31 日の午後 11 時 (グリニッジ標準時) までとする改正を 2018 年法に加えた。この日は履行完了日 (IP completion day) と呼ばれる。基本的には、EU 条約その他の EU 法は、履行期間中は離脱協定による変更を受けた上で、引きつづき英国内で適用される。EU 法から残留 EU 法 (re-

51) <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16/introduction/enacted>. なお本稿で引用している URL は 2021 年 8 月 9 日までにアクセスされたものであり、その後変更または削除されていることがある。

tained EU law) への転換は、離脱日ではなく履行完了日に生じ、EU 司法裁判所の直接管轄権も同様に離脱日ではなく履行完了日に終了する。2018 年法およびその下位法令で離脱日とされている文言は履行完了日と読み替えられる⁵²⁾。

当初の原則は、EU 法は変更されない限り維持されるというものであったが、英国が EU 加盟国でなくなったという事実と、離脱協定が適用されなくなった後の地位変更を反映するために、既存の英国法には細かな改正が必要となる場面が少なからず生じる。会社法の分野では、それらの改正の主だったものが、EU 離脱にかかる 2019 年会社、有限責任パートナーシップおよびパートナーシップ（改正等）（EU 離脱）規則（Companies, Limited Liability Partnerships and Partnerships (Amendment etc) (EU Exit) Regulations 2019）により実施される。この規則は離脱日に発効するとされていたが、2020 年法によって履行完了日と読み替えられることになった。細かな改正を要する一例としては、履行完了日以前は規制市場（regulated market）という用語が EU 域内の規制市場（したがって英国内の市場を含む）を意味しているとされていたが、履行完了日後は英国の規制市場および EU の規制市場を意味すると扱われることになり、それをもって履行完了日以前と同じ効果が維持される。

5 EU 離脱後の英国会社法

本項では、EU 離脱後の英国会社法の変化を概観する。

5.1 公開買付規制とテイクオーバー・パネル

EU 離脱前において、英国の M&A 自主規制機関であるテイクオーバー・パネルは、EU 公開買付指令に基づき、他の EEA 加盟国の規制機関との間で監督権限を分担し、協働することを求められていた⁵³⁾。その第 4 条第 2 項は次のよう

52) 2020 年法附則 5 第 1 項。

53) テイクオーバー・パネルは、M&A 自主規制のシティ・コードの執行機関であり、金融機関や弁護士、会計士、事業会社など、様々な関係者で構成される。英国においてほとんどの M&A 案件は、テイクオーバー・パネルの事務局と M&A 当事者との任意のやり取りで処理され、テイクオーバー・パネルによる正式な審理手続きを経ることは少ない。また、裁判所も基本的にテイクオーバー・パネルの決定を尊重する（神山哲也「英

に定めている⁵⁴⁾。

「第 4 条 監督機関と適用法

(2)(a) 対象会社の有価証券が加盟国の規制市場で取引を許可されている場合には、対象会社が登録事務所 (registered office) を有する加盟国の監督機関は、買付けを監視する権限を有する。

(b) 対象会社の有価証券がその登録事務所を有する加盟国の規制市場で取引を許可されていない場合には、会社の有価証券について規制市場での取引を許可している加盟国の監督機関が、買付けを監視する権限を有する。

対象会社の有価証券が複数の加盟国の規制市場で取引を許可されている場合には、有価証券について最初に規制市場での取引を許可した加盟国の監督機関が、買付けを監視する権限を有する。

(c) 対象会社の有価証券が複数の加盟国の規制市場で同時に初めて許可された場合には、対象会社は、買付の監視権限を有する監督機関を決定し、この決定を規制市場とその監督機関に最初の営業日に通知する。

対象会社の有価証券が第 21 条第 1 項で掲げたとき〔本指令の国内法化の期限 (2006 年 5 月 20 日)〕に既に複数の加盟国の規制市場で取引が許可され、およびこの許可が同時に与えられた場合には、当該加盟国の監督機関は、第 21 条第 1 項で掲げたときから 4 週間以内に、どの監督機関が買付けの監督権限をもつかを共同して確定する。監督機関が指名されない場合には、対象会社は、当該期間の経過後の最初の営業日に監督権限をもつ監督機関を決定する。

(d) 加盟国は、(c)に基づく決定が公表されることを保障する。

国における M&A に係る法規制と執行体制」資本市場クォータリー 2008 年秋号 199 頁 (2008))。テイクオーバー・パネルの活動については、渡辺宏之・河村賢治・上村達男「日本版テイクオーバー・パネルの構想」企業と法創造 4 巻 3 号 103 頁 (2008) 参照。また、英国の公開買付規制の概要について、田中庸介「英国の公開買付規制〔上〕〔下〕」際商 39 巻 5 号 680 頁、6 号 820 頁 (2011) 参照。

54) Article 4 (2) of Directive 2004/25/EC of 21 April 2004 on takeover bids, OJ L 142/12. 条文訳および条文訳中の〔 〕内は藤沢尚江「EU 公開買付指令と法の適用関係」筑波ロー・ジャーナル 11 号 166 頁-167 頁 (2012) による。

- (e) (b)および(c)で掲げた事例においては、買付けの場合に提供された反対給付、特に価格に関する問題、買付手続の問題、特に買付けの提示に関する買収者の決定、買付文書の内容および買付けの公示に関する通知は、権限を有する監督機関の加盟国の規定に従って規制される。対象会社従業員への情報に関する問題および会社法上の問題については、特に、支配を創設する議決権の比率および買付けの提示義務と異なる規定ならびに対象会社の指揮機関または管理機関が買付けを失敗させることができる条件については、対象会社が登録事務所を有する国の規定が適用され、その国の監督機関が権限を有する。」

すなわち、いずれの国の規制機関が監督権限を有するかについては、第1の基準として、会社の本国と市場地とを基準に、監督機関および準拠法が決定され、第2の基準として、反対給付や手続等の買付けそれ自体に関する問題と従業員への情報や会社法に関する問題という基準を用い、第4条第2項(e)により、前者については市場地法（market rules）に、後者については会社の本国法（home rules）に従うこととする。第3の基準は、対象会社による選択である。複数の規制市場で取引が認められる場合には、初めに取引が許可された市場の法に服することになるが、いずれの国で最初に取引の許可を得るかは、当該会社の選択しうるところとなる⁵⁵⁾。

テイクオーバー・パネルは、履行完了日以後、上記の監督権限の分担を適用しないことを表明し、英国内で株式上場している EEA 域内会社を規制対象から外すほか、英国以外の EEA 規制市場で株式上場している英国会社については、当該会社が英国所在基準（UK residency test）を満たす場合を除いて規制対象から外すとした⁵⁶⁾。この結果として、テイクオーバー・コード（Takeover Code）の前文に規定されているコードの適用範囲は、以下のように改められた（下線部は追加、取消線部は削除を示す）⁵⁷⁾。

55) 藤沢・前掲注 54) 169 頁-170 頁。

56) The Takeover Panel, Instrument 2019/3 (<https://www.thetakeoverpanel.org.uk/wp-content/uploads/2019/04/Instrument-2019-3.pdf>).

57) 改正前の条文訳は藤沢・前掲注 54) 171 頁-173 頁を参考にした。

「3 対象会社、対象取引および対象者

(a) 会社

(i) 英国、チャンネル諸島およびマン島で登録され取引されている会社

コードは、英国、チャンネル諸島およびマン島に登録事務所 (registered office) を有する会社およびソキエタス・ヨーロッパ (欧州会社 (Societas Europaea)) (ならびに適切な場合は、制定法設立会社ならびに特許会社 (statutory and chartered companies) ならびに英国ソキエタスを含む。) が、その証券を英国の規制市場 (regulated market) もしくは英国の多角的取引システム (multilateral trading facility) またはチャンネル諸島もしくはマン島の証券取引所で取引することが認められている場合に、すべての買付け(下記 (iii) に該当する場合を除く)に適用される。

(ii) その他の会社

コードはまた、公開会社および私会社ならびにソキエタス・ヨーロッパ (ならびに適切な場合は、制定法設立会社ならびに特許会社ならびに英国ソキエタス) が、英国、チャンネル諸島およびマン島に登録事務所を有し、かつそれらの会社が事業統括地 (place of central management and control) を英国、チャンネル諸島またはマン島に有するとパネルによってみなされた場合に、すべての買付け (上記 (i) および下記 (iii) に該当しないとき) に適用される。ただし、非公開会社については、次の場合に限られる。

[中略]

(iii) 共同管轄権 (Shared jurisdiction) — 英国および EEA 登録および取引会社

コードは (後述の限りにおいて)、次の会社にも適用される。

(A) 英国に登録事務所を有し、EEA の当事国の 1 つ以上の規制市場での取引を認められているが、英国の規制市場での取引が認められていない会社

(B) EEA の他の当事国に登録事務所を有しており、その証券の取引が英国内の規制市場で認められているが、EEA の他の当事国の規制市場で認められていない会社

(C) EEA の他の当事国に登録事務所を有しており、その証券の取引が英国を含む EEA の当事国の 2 以上の規制市場で認められているが、登録事務所を

有する EEA の当事国における規制市場で認められてない会社。ただし、次の場合に限る。

(I) 当該会社の当該証券の取引が最初に英国のみで認められた場合

(II) 当該会社がパネルおよび関連規制機関に対し、取引の初日に、パネルによる規制に服することを選択した旨通知した場合で、当該会社の当該証券の取引が 2006 年 5 月 20 日以降、2 以上の規制市場において同時に認められたとき

(III) パネルが、公開買付指令第 4 条 (2) (c) の第 2 パラグラフにより監督機関となる場合

パラグラフ (C) (II) または (III) で言及された会社は、遅滞なく、パネルが選定した規制情報サービス (Regulatory Information Service) に対し、その規制に服する旨を通知しなければならない。

買付けに適用されるコードの規定は、公開買付指令第 4 条 (2) (c) の定めに基づき、パネルにより決定されなければならない。要約すれば、次のとおりとなる。

・上記パラグラフ (A) に該当する場合、コードは、対象会社の従業員に提供される情報に関する問題および会社法に関する問題（特に支配権を付与する議決権の比率および買付けを開始する義務の免除ならびに買付対象会社の取締役会が買付けを阻止する結果となる行動をとることが許される条件）（「従業員への情報および会社法上の問題」）ならびに買付けの対価 (consideration)（特に買付価格）の問題および買付手続（特に、買取者による買付けの決定、買付文書の内容および買付けの公示）（「対価および手続の問題」）に関しては、指令 4 条 (2) (b) および (c) に従い関連監督機関とされる加盟国の監督機関の規則が適用される。

・上記パラグラフ (B) または (C) に該当する場合、コードは、対価および手続の問題に関し適用される。すなわち、従業員への情報および会社法上の問題に関しては、対象会社が登録事務所を有している加盟国の監督機関の規則が適用される。

(iv iii) オープン・エンド投資会社 (Open-ended investment companies)

コードは、指令 1 条 (2) に定義されたオープン・エンド投資会社には適用

されない。」

以上の改定の結果、共同管轄権が適用され英国所在基準を満たさない会社については、離脱後はコードの適用が停止するが、英国所在基準を満たす会社は引き続きコードが適用される。

公開買付指令 3 条に規定されていた一般原則 (General Principles) は、コードにも規定されていたが、2006 年会社法第 943 条の改正により「Schedule 1C」として移された⁵⁸⁾。EEA 加盟国の監督機関と協働する義務を特に定めていたコードの規定も削除され、公開買付規制を担当する外国当局との一般的な協力義務のみとなった⁵⁹⁾。

5.2 会計、財務報告および会計監査

(1) 国際会計基準

英国のビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) と財務報告評議会 (FRC) は、2020 年 2 月に会計専門家向けと会計監査人および企業向けの 2 通の書簡を公表し、移行期間中は、英国の会計・財務報告と監査の枠組みに変更がないことを明らかにした⁶⁰⁾。それにより、それまで EU が採択した IFRS を適用してきた英国企業は、移行期間終了時を軸として、適用すべき財務報告基準が異なることとなった。

まず財務情報の開示体制に関して、移行期間終了の前後で一定の変更がある。2021 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度においては、EU が採択した国際会計基準 (EU-adopted International Accounting Standards) ではなく、英国が採択した国際会計基準 (UK-adopted International Accounting Standards) を使用しなければならない。ただし 2021 年 1 月 1 日時点においては、両基準の内容は同じである。2021 年 1 月 1 日より前に始まる会計年度の計算書類を作成するに際しては、引きつづき EU が採択した国際会計基準を使用することができる。

58) The Takeovers (Amendment) (EU Exit) Regulations 2019, paragraph 3.

59) The Takeover Panel, Instrument 2019/3.

60) <https://www.frc.org.uk/getattachment/ea65b159-3247-4366-a0b5-2cc26649dd85/ACCOUNTING-IP-COMMUNICATION-2020-Final.pdf>; <https://www.frc.org.uk/getattachment/0d9fcf2c-887d-438c-85e6-7d05ade895ab/AUDIT-IP-COMMUNICATION-2020-Final.pdf>.

ここでいう国際会計基準は、国際会計基準の適用に関する 2002 年 7 月 19 日付欧州議会・理事会規則 1606/2002⁶¹⁾（いわゆる IFRS 適用命令（IAS 規則））が第 2 条で定めている会計基準である。EU 域内の規制市場に上場する企業に対して、2005 年以降準拠が義務づけられている。英国もこの IFRS 適用命令を国内法に取り込み、国際会計基準を適用してきた⁶²⁾。

EU 離脱後の財務報告規制の根拠法は、2019 年 EU 離脱規則である⁶³⁾。同規則により、離脱日直前まで有効であった EU 採択国際会計基準⁶⁴⁾が、離脱日時点で英国において使用するために採択された国際会計基準とされる（4 条）。国務大臣は 2006 年会社法第 403 条第 1 項に定められた英国で使用するための国際会計基準をエンドースメント（承認）して採択する権限を有する（5 条・6 条）。国務大臣は採択基準を定め、採択前に利害関係者と協議しなければならない（7 条・8 条）。また国務大臣には、採択を検討した基準の公表義務（9 条）、採択された国際会計基準の影響に関する定期的レビューと議会への報告義務がある（11 条・12 条）。国務大臣の機能は指定された機関に委任することができる（13 条・14 条）。

国務大臣による授權規定に基づき、英国会計基準エンドースメント審議会（UK Endorsement Board; UKEB）に権限が委任された⁶⁵⁾。UKEB の役割は、①英国において IFRS を利用するための承認と採択、②単一の国際会計基準の開

61) Regulation (EC) No 1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of international accounting standards, OJ L243/1.

62) 杉本徳栄「英国の EU 離脱後の財務報告基準」週刊経営財務 No. 3467, 2020 年 7 月号 21 頁-22 頁（2020）。

63) SI 2019/685 The International Accounting Standards and European Public Limited-Liability Company (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019. 詳細は、杉本徳栄「EU 離脱後の英国のエンドースメント・メカニズム」會計 198 巻 2 号 117 頁以下（2020）参照。

64) Commission Regulation (EC) No. 1126/2008 of 3 November 2008 adopting certain international accounting standards in accordance with Regulation (EC) No. 1606/2002 of the European Parliament and of the Council on the application of international accounting standards.

65) The International Accounting Standards (Delegation of Functions) (EU Exit) Regulations 2021.

発への参加と貢献、③ 2021 年国際会計基準（機能委任）（EU 離脱）規則を含む法令によって委任または授与された機能、義務および責任の遂行である⁶⁶⁾。

以上概観してきたエンドースメント・メカニズムは、今後 EU で採択される IFRS やその修正基準が英国でも使用されるかを決定する国家的枠組み（national framework⁶⁷⁾となる⁶⁸⁾。そのため将来的には、EU と英国の間で会計基準のダイバージェンスが生じる可能性があることが指摘されているところである⁶⁹⁾。

本項（2）以下では、離脱後の会計および財務報告に関する規制の変更について、対象となる会社の属性および項目ごとにその概要を述べる⁷⁰⁾。

（2）EEA で営業を行っている英国会社

英国で設立された親会社で EEA に子会社を持つものは、計算書類作成の一部免除が適用されなくなるため、子会社の所在国における財務報告要件を確認する必要がある。例えば、EEA 加盟国の法令が、EEA 域外で登録された直接親会社を持つ中間親会社に対して免除措置を適用しない場合、英国会社を直接の親会社とする EEA の中間親会社は、企業グループ計算書類の作成を免除されなくなる。計算書類および事業報告の英国会社登記所への提出要件も、他の外国会社と平仄を合わせることになるが、当該会社の従属法（parent law）が計算書類の開示を要求しているかにも左右されることになる。従属法で計算書類の公示が要求されていれば、同じ計算書類を英国会社登記所にも提出しなければならないであろ

66) Memorandum of Understanding between The Secretary of State for Business, Energy and Industrial Strategy, The Financial Reporting Council Limited and The UK Accounting Standards Endorsement Board, 22 May 2021 (<https://assets-eu-01.kc-usercontent.com/99102f2b-dbd8-0186-f681-303b06237bb2/0633cede-348c-478f-b714-3cdb30b058be/UKEB-FRC-BEIS-MoU-22May2021.pdf>).

67) Explanatory Memorandum to the International Accounting Standards and European Public Limited-Liability Company (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019, 2019 No. 685, 2.6 (https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2019/685/pdfs/ukxiem_20190685_en.pdf).

68) 杉本・前掲注 63) 118 頁。

69) 弥永真生「席卷する保護主義——揺れる EU 単一市場と会計規制」企業会計 69 巻 8 号 53 頁（2017）、小関誠三「EU 会計制度と Brexit」CGSA フォーラム 16 号 141 頁-142 頁（2018）。

70) <https://www.gov.uk/guidance/accounting-for-uk-companies>.

う⁷¹⁾。

以上の点は、英国親会社が EEA 加盟国に支店を置くなどして進出している場合も同様である。

(3) 英国で上場している英国会社

英国で上場している英国会社は、規制市場における資本調達および証券取引の手續に変更が生じる。英国の規制市場で取引される証券を発行している英国設立会社は、2021 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度においては英国で採択された国際会計基準を計算書類の作成に用いなければならない。2021 年 1 月 1 日より前に始まる会計年度においては EU で採択された国際会計基準を用いることができる。その場合同日以降、計算書類を改めて作成する必要はない。

(4) EEA で上場している英国会社

EEA の規制市場で上場されている英国会社は、当該国の財務報告要件を確認する必要が生じる。例えば、2021 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度において、計算書類が英国で採択された国際会計基準および国際会計基準審議会 (IASB) が公表した国際財務報告基準 (IFRS) に従っていることを表明しなければならない場合がある。

EEA の規制市場のみで上場されている英国会社は、金融行動監督機構 (Financial Conduct Authority; FCA) が制定した開示・透明性規則 (Disclosure and Transparency Rules) の適用を受けなくなる。

(5) 英国の公益事業体 (public interest entity)

英国の公益事業体 (銀行、住宅金融組合 (building society)、保険会社および英国規制市場で取引されている証券の発行者) は、金融行動監督機構が制定した開示・透明性規則および健全性規制機構 (Prudential Regulation Authority; PRA) が制定した関連規則に従わなければならない。また、会計監査についても、英国法の適用対象 ('onshored' in UK law) として、監査規則 (Audit Reg-

71) Vanessa Knapp, 'UK and EU Company Law after Brexit', European Company and Financial Law Review 2020, p. 189.

ulation)⁷²⁾に従わなければならない。

なお、EEA の規制市場で取引される証券のみを発行している場合は、英国においては公益事業体として扱われず、FCA の開示・透明性規則の適用対象とされない。

(6) 監査指令適用対象の変更

EEA の規制市場においてのみ取引されている株式または社債を発行している英国の発行者は、EU の監査指令⁷³⁾の枠組みからはずれることになる。ただし、英国で設立された親会社を有する会社には引きつづき監査指令が適用される。

子会社が英国の規制市場で証券を発行している場合、その親会社は当該子会社について FCA または PRA が定める規則に従わなければならない場合がある。PRA 規則の限定適用免除を受けることができる銀行子会社または保険子会社については、親会社は PRA の規則に従わなければならない。

(7) 会計監査人の資格変更

会計監査人の資格について、以下に述べる変動の発生に伴い、会計士の選任に影響が生じるだけでなく、英国会計士のサービス提供にも影響が生じるおそれがある⁷⁴⁾。

第 1 に、英国会社は英国で登録された監査法人を選任しなければならない。英国登録の自然人たる会計監査人が、監査法人を代表して監査報告書に署名する。

第 2 に、EU では弁護士や会計士の職業資格を相互承認するルールがあり、いずれかの加盟国で得た資格は原則として域内で広く通用するが、移行期間終了により会計監査人となることができる会計士および監査法人の資格に関する規律に変更が生じている。

72) Part 4, The Statutory Auditors and Third Country Auditors (Amendment) (EU Exit) Regulations 2019, SI 2019/177.

73) Regulation (EU) No 537/2014 of 16 April 2014 on specific requirements regarding statutory audit of public-interest entities and repealing Commission Decision 2005/909/EC, OJ L 158/77.

74) 「英の弁護士・会計士、離脱問題が影 EU で業務できぬ恐れ」『日本経済新聞』2020 年 10 月 27 日。

したがって、英国における登録は EEA では相互承認されないため、EEA 会社の監査報告に英国登録の会計士が署名することはできない。従前の業務を継続するためには、それぞれの EEA 加盟国における英国資格の取扱いを確認のうえ、必要な場合は当該国で登録することになる。

代表社員の資格の相互承認も、アイルランドを例外として廃止される。したがって、英国監査法人と認定されるための要件としての代表社員に、EEA の会計監査人を含めることはできない。また、EEA での資格に基づいて英国会社の会計監査人に選任されることはできない。

英国の規制市場に上場されている EEA 会社の会計監査人の業務を、EEA ベースの第三国会計士として行うためには、2021 年 1 月 1 日以降 FRC に登録する必要がある。

（8）企業グループの会計監査業務

EEA 内に子会社がある場合に、例えば当該子会社の情報を EEA 域外で共有することが規制される場合があるため、当該国の当局に確認が必要である⁷⁵⁾。

英国の公益事業体の海外子会社に対して非監査業務を提供することはブラックリスト対象となる。すなわち、英国公益事業体の会計監査人が非監査業務を提供することは禁止され、英国公益事業体の英国会計監査人と同じネットワークの監査法人は、ブラックリスト対象のサービスを EEA 域外の子会社に提供することが禁止される。

（9）英国に営業所を有する EEA 会社・EEA 企業グループ

英国に営業所を有する EEA 会社・EEA 企業グループについて生じる変更の概要は、以下のとおりである⁷⁶⁾。

75) 各国別の情報が BEIS のホームページで案内されている (<https://www.gov.uk/government/collections/providing-services-to-eea-and-efta-countries-after-eu-exit#recognition-of-professional-qualifications>)。

76) <https://www.gov.uk/guidance/accounting-for-european-economic-area-eea-organisations>。

(a) 連結会計

EEA に親会社を有する英国の中間親会社は、英国の下位企業グループレベルでの連結計算書類の作成を免除されない場合がある。

EEA の親会社が、EU で採択された IFRS を用いて企業グループのグループ計算書類を作成している場合、英国の中間親会社は、2006 年会社法第 401 条に定められた英国の下位企業グループレベルでの連結計算書類の作成を免除される。これは、英国が EU で採択された IFRS の同等性を認めているためである。同様に、2021 年 1 月 1 日以降は、EEA の親会社が、英国法で要求される会計基準と同等であると判断されるグループ計算書類を作成している場合も、第 401 条の免除が適用される。

これに対して、EEA の親会社が英国法で要求される会計基準と同等とはいえない会計基準に基づくグループ計算書類を作成している場合は、英国の中間親会社は 2006 年会社法第 401 条に定められた企業グループ計算書類の作成免除の適用を受けず、英国の下位企業グループレベルの連結計算書類を作成しなければならない⁷⁷⁾。

(b) 年次計算書類

EEA 会社を直接の親会社とする英国で登記された休眠会社は、2021 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から単体の計算書類を会社登記所に提出しなければならない。

(c) 適用免除

英国で設立された子会社を持つ EEA 会社は、計算書類の作成提出免除の一部が適用されなくなる。非財務情報報告および会計基準日の変更に關する適用免除は、2021 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度からは除外された。EEA 会社を親会社とする英国子会社は、2021 年 1 月 1 日以降、2006 年会社法第 414A 条

77) FRC, ACCOUNTING AND CORPORATE REPORTING AFTER THE END OF THE TRANSITION PERIOD, November 2020 (https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/937294/Letter_to_the_accounting_sector_preparing_for_1_January_2021.pdf).

以下に定められている戦略報告書（strategic report）の中で、個別に自社の非財務情報を報告しなければならない。また、会計基準日を EEA 親会社と合わせるために定常的に会計年度の期間を延長することはできなくなる⁷⁸⁾。会計年度の期間延長は 5 年に 1 回のみ認められる。

(d) 英国で上場している EEA 会社

英国市場で取引される社債その他の証券を発行している EEA で設立された企業グループは、引きつづき EU が採択した国際会計基準を使用して計算書類を作成することができる。

(e) 会計監査業務

英国の規制市場で取引される証券を発行している EEA 会社の会計監査を行う EEA の会計士は、英国において会計監査人として登録しているか、または第三国会計士として FRC に登録していなければならない。この規制は 2021 年 1 月 1 日以降に始まる会計年度から適用される。

英国での会計監査人および監査法人の登録は、EEA 加盟国の会計監査人および監査法人としては承認されない。

(f) 英国会社登記所との関係

EEA 会社は、EEA 域外会社と同じ扱いを受けることになるため、会社登記所への登録事項や公告事項が追加される⁷⁹⁾。それらは、設立準拠法、会社の主たる事務所または登記事務所の所在地、会社の目的、発行済株式総数、事業年度および公告期間（従属法に基づき計算書類の公告が要求される会社の場合）である。ウェブサイト、社用箋のレータヘッド、注文書式等の資料で対外的に表示される情報についても、同様に追加される。これらは、当該会社の本店所在地、会社の法的形態、有限責任の地位、そして会社の解散や破産した場合における通知などに関係してくる。対象会社は、必要な追加情報を会社登記所に提供し、対外的に

78) Paragraph 4, Schedule 2, Accounts and Reports (Amendments) (EU Exit) Regulations 2019.

79) Vanessa Knapp, *supra* note 71, p. 189.

表示する情報を準備するために、移行期間終了から3か月の猶予を与えられた。なお、商号についてもEEA域外会社と同じ規制を受ける。

5.3 クロスボーダー合併

複数のEU加盟国にまたがる国際的な企業合併に関する第10指令⁸⁰⁾、2005年に採択され、EU各加盟国の国内法の下でクロスボーダー合併を実行できるかについてのそれまでの議論に決着をつけた⁸¹⁾。各加盟国では、2007年12月までに国際合併をめぐる本指令を国内法化することが義務づけられ、英国は2007年会社(越境合併)規則(Companies (Cross-Border Merger) Regulations 2007)⁸²⁾を制定した。

第10指令は、合併契約書の作成、経営者の報告書、検査役の報告書、株主総会の承認等の合併当事会社において必要な手続を定めるとともに、加盟国に対し、国内の司法または行政当局に合併の適法性に関する形式的審査手続を委ねる旨を定めることを義務づけている。加盟国の権限ある機関は、当事会社による合併手続完了前に合併の形式的審査手続を行い、遅滞なくその旨の証明書を発行する。合併当事会社はその証明書の発行日から6か月以内に、当該証明書を添付して、当該合併につき権限を有する機関(合併効力発生日に存続会社となる会社または新設会社が所在する加盟国の機関)による最終的な適法性の審査を受け、受理されれば当該機関によって定められた効力発生日に合併の効力が発生する⁸³⁾。

第10指令は、2017年6月14日に成立した「会社法の特定分野に関する指令(会社法統合指令)⁸⁴⁾」の一部として、第6指令、第11指令など5つの指令

80) Directive 2005/56/EC of the European Parliament and of the Council on cross-border mergers of limited liability companies, OJ 2005 L 310/1.

81) 富永千里『英国 M&A 法制における株主保護』229 頁(信山社、2011)。

82) SI 2007/2974, as amended, a self-standing set of regulations made under the European Communities Act 1972 and constituting a major piece of corporate law which is not located in the 2006 Act at all.

83) Directive 2005/56/EC, Arts 5–11. 第10指令の翻訳として、正井・前掲注41)、池田「EUにおけるクロスボーダー組織再編の法的根拠(1)」前掲注41)参照。

84) Directive (EU) 2017/1132 of the European Parliament and the Council of 14 June 2017 relating certain aspects of company law (Codification), OJ L 169, 30.6.2017, p. 46.

と統合された。

EU 離脱前において英国の株式会社は、会社法統合指令の越境組織再編条項に基づき、他の EU 加盟国の会社と合併することができた。実際、EU 離脱の国民投票後は、経営の不安定要因を回避する目的で、英国会社が当事者となったクロスボーダー合併手法等を用いた「大陸移転」の動きが相次いだ⁸⁵⁾。

2007 年会社（クロスボーダー合併）規則では、クロスボーダー合併が効力を生ずる時期を決定する権限を有する機関が英国の当局となる場合は、裁判所がクロスボーダー合併完了を承認し、発令後 21 日以上経過した日を合併の効力発生日と定めなければならないとされている。他の EEA 国の当局の場合は、命令書が 14 日以内に会社登記所に送達される。2019 年 EU 離脱規則⁸⁶⁾により、この内容を含む英国のクロスボーダー合併規制は移行期間終了日に失効した。これをもって英国会社がクロスボーダー合併の手続を開始する場合は、EU 指令の適用を受けなくなり、単に第三国の会社と扱われるに過ぎなくなった。

移行期間終了前の段階で会社登記所は、移行期間終了日前にクロスボーダー合併手続を完了して登記するように促していた。他の EU 加盟国の法令には英国と異なるアプローチを採用しているものがあることから、移行期間の終了間際において、クロスボーダー合併が他の国では有効と認められるが（例えば移行期間終了日までに登記が完全に終わっていないにもかかわらず関連書面の送達が行われる）、英国では会社登記所での登記が完了していないため有効と認められない事態も生じ得るという不確定要因があったためである⁸⁷⁾。

85) 例えば、日系企業について、「野村、独フランクフルトに中核拠点」『日本経済新聞』2017 年 6 月 28 日、「三井住友 FG、独に拠点」『日本経済新聞』2017 年 7 月 1 日、「日立キャピタル、蘭に営業所開設」『日本経済新聞』2017 年 9 月 4 日、「ソニー、オランダに新会社」『日本経済新聞』2019 年 1 月 23 日。また、「英蘭ユニリーバ、本社統合『待った』」『日経 MJ』2018 年 10 月 26 日は、ユニリーバ本社のオランダ移転統合をめぐる経営陣と機関投資家の対立を報じている。その他の企業の「英国離れ」について、上田廣美「越境組織再編行為に関する指令の成立と Brexit」EU 法研究 8 号 108 頁-109 頁（2020）参照。なお、EU における 2013 年から 2020 までの越境組織再編の実態調査報告として、T. Biermeyer & M. Meyer, 'Cross-border Corporate Mobility in the EU: Empirical Findings 2020 (Edition 1) (August 15, 2020)', available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=3674089> 参照。

86) Companies, Limited Liability Partnerships and Partnerships (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019 as amended.

例えば、2019年1月1日に施行されたドイツの「UmwGを改正する第4法⁸⁸⁾」は、英国会社がドイツの人的商事会社を存続法主体としてクロスボーダー合併を行うことができるとしている。これにより、ドイツの有限会社（GmbH）に必要な最低資本金（2万5000ユーロ（ドイツ有限会社法第5条第1項））を確保することができない起業家がクロスボーダー合併を利用することが促され、英国で事業を行っていない英国会社を設立したドイツの起業家支援につながることを期待された。またこの新法は、EU離脱前に着手された合併であれば、離脱後であっても完了できることを定めている。そのため、ドイツ法によって必要とされる公正証書が、英国がEU加盟国でなくなる前に認証されていれば、ドイツの登記官はクロスボーダー合併の登記を受け付けることになるであろうとされた⁸⁹⁾。

一定の要件を満たせばEU域外の会社とのクロスボーダー合併を認める会社法を持つ法域は、EU内外を問わず存在している。事業拡大を目論む企業にとってクロスボーダー合併が魅力的なものとなっているため、英国においてもいずれ英国会社と他の法域の会社とのクロスボーダー合併を認める立法を議会が検討する時が来ることも期待されている⁹⁰⁾。

2021年1月1日をもって、英国はクロスボーダー合併を定めている会社法統合指令および欧州会社に関する規則⁹¹⁾の適用を受けなくなった。これに伴い、英国政府のホームページに掲載されていたクロスボーダー合併に関する詳細なガイダンスも削除された⁹²⁾。

87) 上田純子「英国の欧州連合離脱と欧州連合国際会社法」森淳二朗先生退職記念『会社法の到達点と展望』14頁（法律文化社、2018）。この懸念については、2019年1月15日付けでドイツ公証人会がホームページ上で情報提供していた（DNotI, „Viertes Gesetz zur Änderung des Umwandlungsgesetzes“ (<https://www.dnoti.de/informationen/aktuelles/details/viertes-gesetz-zur-aenderung-des-umwandlungsgesetzes>))。

88) Viertes Gesetz zur Änderung des Umwandlungsgesetzes, BGBI. (Official Journal) I 2018, 2694.

89) Vanessa Knapp, *supra* note 71, p. 190.

90) Vanessa Knapp, *supra* note 71, p. 191.

91) Council Regulation (EC) No 2157/2001 on the Statute for a European Company, OJ 2001 L 294/1.

92) <https://www.gov.uk/government/publications/cross-border-mergers-filing-requirements-in-the-uk>.

5.4 欧州会社

（1）総 説

欧州会社（Societas Europaea; SE）は EU 独自の超国家的な株式会社形態であり、EU 規則（Regulation 2157/2001）によって創設された。また SE は労働者参加指令（Directive 2001/86/EC）の適用を受ける。EU 加盟各国固有の会社法とは別に、統一の会社法に基づいた EU 全域の事業展開を可能にする法制度である。1970 年の欧州委員会提案から 30 年の検討期間を経て、2001 年に雇用相理事会にて採択され、その 3 年後の 2004 年から施行されている⁹³⁾。

SE は設立、登記、決算報告等の会社運営について、加盟国ごとの会社法に応じて手続を変える必要がなく、EU 規則に基づいて手続を行うことができる。また、いったん SE として登記すれば、本店を別の加盟国に移転する場合も従来のようにそれぞれの加盟国で解散・新規設立手続を行わないで済み、手続コストが削減される。ただし、SE 設立以降も域内各国に所在する同一グループ内の企業、支店は、それぞれの所在国において個別の納税手続をとらなければならない⁹⁴⁾。

英国民が EU 離脱の意思を示した直後の 2016 年 3 月時点で、英国内には 53 社の SE が存在していたが、離脱日に向けてその数は減少し、2020 年 3 月には 32 社まで減少した⁹⁵⁾。EU 全体では 2021 年 8 月現在、約 3,400 社あるが、その大半はチェコ、ドイツで登録されている⁹⁶⁾。Airbus、BASF、Allianz、Puma、SAP など、世界を代表するヨーロッパ企業には SE の形態を選択しているものがある。

移行期間終了後、英国では SE を設立することはできなくなった。移行期間終了時点で設立されていた SE は、EU 加盟国への移転はできなくなり、2018 年欧州会社（改正等）（EU 離脱）規則⁹⁷⁾に基づき自動的に英国ソキエタス（United

93) 高橋・前掲注 10) 319 頁。

94) 上田純子「欧州国際会社法——会社従属法・実質法のありかたをめぐって」私法 72 号 247 頁（2010）、外務省ホームページ「欧州会社法の概要」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/se_statute.html）。

95) Companies House, *Companies Register Activities 2020-2021* (<https://www.gov.uk/government/statistics/companies-register-activities-statistical-release-2020-to-2021>)。

96) 本田良巳「ヨーロッパの企業（1）」大阪経大論集 65 巻 2 号 235 頁（2014）。

Kingdom Societas) に転換された。UK Societas として存続することを望まない場合は、解散または公開株式会社 (plc) への組織変更を選択することもできる⁹⁸⁾。なお、EU 加盟国で登録されている SE の英国内の支店は、英国内に営業所を持つ外国会社に適用される規律に従わなければならない。

以下本項 (2) において、2018 年欧州会社 (改正等) (EU 離脱) 規則によって改正された 2004 年欧州会社規則とその改正規則⁹⁹⁾および EU 規則に即して UK Societas の概要を示す。なお、この項において「art.」は EU 規則の条文 (改正後のものを含む)、「reg.」は 2004 年欧州会社規則および 2018 年欧州会社 (改正等) (EU 離脱) 規則の条文をそれぞれ示す。

(2) 英国ソキエタス (UK Societas)

(a) 意義・特徴

UK Societas は、英国法に準拠して設立されている会社と扱われる (art. AA1 (1), reg. 97)。公開株式会社に適用される英国法の多くは、UK Societas にも適用される。

UK Societas は SE であった時に有していた法人格を引きつづき保有する (art. AAA1 (1), reg. 97)。登記上の本店、実質上の本店はともに英国内になければならないが、2 つが同一住所である必要はない。UK Societas は本店を他の EU 加盟国に移転することはできないが、それ以外は SE の特徴を引き継いでいる。

UK Societas は社員に有限責任が認められる資本会社である点で公開株式会社と同じであり、資本金の額については、割当済株式資本の額面額が 5 万ポンドまたは 5 万 7100 ユーロ以上に相当していれば、いかなる額面通貨を選択しても

97) European Public Limited-Liability Company (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2018, reg. 8.

98) P. Davies/S. Worthington/C. Hare, *Gower's Principles of Modern Company Law*, 11th Edition (Sweet & Maxwell, 2021) p. 31.

99) European Public Limited-Liability Company Regulations 2004, SI 2004/2326; European Public Limited-Liability Company (Amendment) Regulations 2009, SI 2009/2400; European Economic Interest Grouping and European Public Limited-Liability Company (Amendment) Regulations 2014, SI 2014/2382.

よい（art. 9 (1) (c), Companies Act 2006 s. 763, s 542 (3)）。ただし、引受資本の額は 12 万ユーロ相当以上でなければならない（art. 4 (2)）。

(b) 株式資本

公開株式会社と同じく、UK Societas は、少なくとも株式の額面額の 4 分の 1 以上およびプレミアムの全額（従業員持株制度による場合を除く）が払い込まれる場合を除き、その株式を割り当ててはならない（art. 9 (1) (c), Companies Act 2006 s. 586）。

公開株式会社が事業の開始または資金の借入れを始めるに際して提出を求められる開業証書（trading certificate）は、UK Societas では必要ない。その他株式資本の維持、割当て、再構成等については、公開株式会社と同様の規定が適用される。

(c) 経営統治機構

UK Societas の経営統治機構については、異なる 2 つの制度が適用される。すなわち、UK Societas は一層制または二層制のいずれかの形態をとらなければならない（art. 38 (b)）。一層制では、経営は管理機関（administrative organ）によって行われ、二層制では経営を執行機関（management organ）が担い、それとは別の監督機関（supervisory organ）が執行機関の職務の執行を監督する。

一層制では、管理機関が UK Societas を経営する。管理機関は少なくとも 3 か月に 1 回は会議を開かなければならない。議長は管理機関の構成員から選定される。機関構成員の員数およびその決定方法は UK Societas の定款に規定される。ただし、少なくとも 2 名以上（従業員参加が要求される会社¹⁰⁰⁾では 3 名以上）でなければならない（arts 43–45）。

二層制の場合、原則として執行機関と監督機関の兼任は認められない。監督機関は業務執行権限を持たない。議長は監督機関の構成員から選定される。執行機関の構成員は監督機関によって選任される。執行機関は少なくとも 3 か月に 1 回、監督機関に対して業務の執行状況を報告しなければならない（arts 39–42）。

100) Directive 2001/86/EC as amended by the European Public Limited-Liability Company (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2018.

機関構成員の員数およびその選任方法は UK Societas の定款に規定される。執行機関、監督機関いずれも 2 名以上で構成されなければならないが、員数の上限はない。機関構成員の任期は定款で規定されるが、6 年を超えてはならない。ただし、再任は妨げられない。構成員は自然人のほか、定款の定めにより法人を充てることもできる。その場合、当該構成員としての職務を執行する自然人を指名しなければならない。機関構成員の欠格事由は、公開株式会社のそれと同様である (arts 46, 47)。

UK Societas の機関構成員は氏名、住所等を登記しなければならない (art. 12 (1), Companies Act 2006 s. 12)。取締役 (director)、秘書役 (secretary) の登記は不要である。

(d) 設 立

UK Societas は EU の SE が 2021 年 1 月 1 日をもって転換したものである。そのため、新たに UK Societas を設立することはできない (reg. 98)。その意味で、UK Societas は「長期的な視点での会社形態の選択肢ではなく一時的な段階にすぎず、当事会社が自ら適切な行動をとる時間を与えること」¹⁰¹⁾を意図したものである。

UK Societas は公開株式会社に組織変更することができる。組織変更を決定できるまでの最低期間は設けられていない。この点、従来の SE では、登録から 2 年を経過するか、または 2 年度分の年次計算書類が承認されなければ、他の会社形態への組織変更を決定することはできなかった (art. 66 (1), reg. 135 (a))。UK Societas の管理機関または執行機関は、組織変更計画を説明報告とともに作成し、株主総会の承認を得なければならない (art. 66 (2))。説明報告は、組織変更を法的および経済的観点から説明し正当化するものでなければならず、株主および従業員に対し、公開株式会社を採択することの意義を提示しなければならない。株主総会での承認には、行使された議決権の 4 分の 3 の賛成が必要となる (art. 66 (2)-(6), reg. 135, Companies Act 2006 s. 907)。会社登記所には所定の申請書 (form SE DT03, form SE CV01) を、登記手数料 20 ポン

101) Explanatory Memorandum to the European Public Limited-Liability Company (Amendment Etc.) (EU Exit) Regulations 2018, para 7.6.

ドとともに提出する。

(e) 定 款

UK Societas の運営に関する重要事項は定款に記載される。定款は原則として株主総会で行使された議決権の 4 分の 3 の賛成をもって変更される (art. 59 (1), reg. 128, Companies Act 2006 s. 283 (1))。定款の内容が従業員参加の取決めと抵触している場合は、その抵触を解消するのに必要な範囲に限り、株主総会決議を経ずに変更することができる (art. 12 (4), reg. 59 (2004))。変更後の定款は、変更後 14 日以内に所定の書式 (form SE AS01) で会社登記所に提出しなければならない。

(f) EU 加盟国で登録された SE

EU 加盟国で登記され、英国に支店を有する SE は、2009 年外国会社規則¹⁰²⁾に従わなければならない。英国の支店を登記しなければならない、それに伴い諸書類の提出が義務づけられる。

(g) 商 号

UK Societas は商号を変更することができるが、他の種類の英国会社と同様の制限が適用される。

UK Societas は商号の中に、厳密に「UK Societas」という文字を用いなければならない、例えば、「UKS」という略称を用いることはできない。また他の会社であることを示す文字 (limited, unlimited, public limited company, investment company with variable capital or open-ended investment company, limited liability partnership またはこれらに対応するウェールズの会社を示す文字もしくはそれらの略称) を用いることはできない。

また、会社登記所が作成している商号索引 (Index of company names) に掲載されている商号と同一または類似の商号を用いることはできない (両者が同一企業グループに属する場合を除く)。例えば、‘Overseas Company (UK) Limit-

102) Overseas Companies Regulations 2009.

ed’、‘Overseas UK Company Limited’、‘Overseas International Limited’、‘Overseas Company. com Limited’ はいずれも ‘Overseas Company Limited’ と同一または類似とみなされる¹⁰³⁾。以上の内容を含めた商号の選定・使用に関する詳細は、2009 年商号および屋号（雑則）規則¹⁰⁴⁾で示されている。

そのほか、その使用が法令違反となる名称および政府または公的機関との関係を示唆する名称を用いることもできない (art. 10, Companies Act 2006 ss 53, 54)。登記された UK Societas の商号に対しては、登記後 12 か月以内に限り、国務大臣は他の商号との類似を理由として商号の変更を命じることができる (art. 10, Companies Act 2006 ss 66–68)。

一方、他の種類の会社その他の法主体は、商号または屋号の中に「UK Societas」の文字を用いてはならない。ただし、2004 年 10 月 8 日以前から使用している場合を除く (art. 11 (2) (3), reg. 106)。

(h) 株主総会

UK Societas は、年に 1 回以上、会計年度の終了から 6 か月以内に株主総会を開催しなければならない。株主総会は管理機関、執行機関または監督機関によっていつでも招集できる。Societas の引受済株式の 10%（これを下回る割合を定款で定めた場合はその割合）以上を有する株主は、議題を提案して株主総会の開催を請求することができる (arts 54, 55)。

引受済株式の 5% 以上を有する株主は、株主総会の議題を追加するよう請求することができる (art. 56, Companies Act 2006 s. 338 (3))。

法令の定めまたは株主の請求による株主総会が招集されなかった場合は、国務大臣がこれを招集することができる。

(i) 計 算

UK Societas に適用される計算規定は公開株式会社と同じである (art. 61)。計算書類は、ユーロを含む他の通貨で作成してもよい¹⁰⁵⁾。

¹⁰³⁾ <https://www.gov.uk/government/publications/uk-societas/running-a-uk-societas-uks>.

¹⁰⁴⁾ Company and Business Names (Miscellaneous Provisions) Regulations 2009.

(j) その他

休眠会社を含め、全ての会社は、最新の会社情報を確認報告書（confirmation statements）により、少なくとも年に 1 回会社登記所に提出しなければならない（art. 9 (1) (c), Companies Act 2006 s. 853A）。また、会社の登記住所を変更した場合は、14 日以内に变更登记を行わなければならない（art. 9 (1) (c), Companies Act 2006 s. 87）。会社登記所に提出が求められている事項で、EU 規則または英国規則に定めのないものについては、公開株式会社と同じ規定と書式が適用される。

解散、清算、破産、支払停止等については、公開株式会社の規定を準用する（art. 63）。これらの事由に該当した場合は、会社登記所に所定の書類（form SE WU01）を提出しなければならない。なお、UK Societas の登記上および実質上の本店いずれもが英国内にないことが判明した場合は、国務大臣が裁判所に解散の申立てをすることができる。

5.5 欧州経済利益団体

(1) 総 説

欧州経済利益団体（European Economic Interest Grouping; EEIG）は、EU 独自の超国家的人的会社である。フランス法の経済利益団体（Groupement d'intérêt économique）をモデルに、加盟国の国内法が提供する企業形態の選択肢にとらわれずに国境を越えて EU 域内で活動する事業の受け皿企業形態として構想されたものである。その法的性質は、「構成員以外の者によって業務執行がなされる合名会社」とされ¹⁰⁵⁾、欧州経済利益団体（EEIG）規則¹⁰⁷⁾ (2137/85/EEC) を根拠法令としている。

EEIG は、利益追求を活動の主たる目的とすることはできず、設立母体の活動を補完することを目的としたものでなければならない¹⁰⁸⁾。EEIG の活動で発生し

105) See CFM64010 - Foreign exchange: accounts drawn up in a foreign currency: overview (<https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/corporate-finance-manual/cfm64010>).

106) 高橋・前掲注 10) 304 頁。

107) Council Regulation (EEC) No. 2137/85 on the European Economic Interest Grouping (EEIG).

た利益に対する課税は、設立母体のレベルで行われ、EEIG への直接の課税は行われない¹⁰⁹⁾。そのような特徴は、商事会社が EEIG を利用することの制約要因となったと考えられ¹¹⁰⁾、利用場面は主として弁護士等の自由業者などにとどまっている¹¹¹⁾。

EEIG の構成員は、少なくとも、①その主たる管理所が複数の EU 加盟国にある複数の会社・法人その他の法主体、②その主要活動地が複数の加盟国にある複数の自然人、③その主たる管理所がある加盟国にある会社・法人その他の法主体およびその主要活動地が別の加盟国にある自然人、のいずれかでなければならない¹¹²⁾。構成員に国際的性格が存在していることが、EEIG の本質的要素となっている。EEIG は本拠地 (official address) のある加盟国の 1 つにおいて登記しなければならない¹¹³⁾。

移行期間終了後において、英国に本拠地を有し英国で登記されている EEIG は上述の要件を満たさなくなるため、EEIG としての法的地位を失う。移行期間終了前であれば、登記された本拠地を他の EU 加盟国に移して存続することができた。移行期間終了時点で、英国で登記されていた EEIG は、2018 年欧州経済利益団体 (改正) (EU 離脱) 規則¹¹⁴⁾によって、自動的に新たな英国会社形態である英国経済利益団体 (UK Economic Interest Grouping; UKEIG) に転換された。あわせて UKEIG の構成員については、登記地および主要活動地が EU 加盟国内にあるという要件が削除され、英国で登記された既存の EEIG は引きつづきその法的地位を有することが明確化された。

UKEIG の枠組みは、現実的に可能な限りにおいて EEIG の枠組みを踏襲している。最大の実質的変更は、UKEIG はその本拠地を英国外に移転することがで

108) Council Regulation (EEC) No. 2137/85, Art. 3.

109) Council Regulation (EEC) No. 2137/85, Art. 40.

110) 三浦哲男「中小規模企業または閉鎖的企業に相応しい EU 共通の会社形態は何か——EPC (European Private Company) 構想はその受け皿となり得るか」富大経済論集 55 巻 1 号 92 頁 (2009)。

111) 高橋・前掲注 10) 305 頁。

112) Council Regulation (EEC) No. 2137/85, Art. 4.2.

113) Council Regulation (EEC) No. 2137/85, Art. 6.

114) European Economic Interest Grouping (Amendment) (EU Exit) Regulations 2018.

きないことである。また、UKEIG を新たに設立することはできない。UKEIG が設けられた意図は UK Societas と同じである¹¹⁵⁾。

以下本項（2）において、2018 年欧州経済利益団体（改正）（EU 離脱）規則によって改正された 1989 年欧州経済利益団体規則および EU 規則に即して UKEIG の概要を示す。なお、この項において「art.」は EU 規則の条文、「reg.」は 1989 年欧州経済利益団体規則および 2018 年欧州経済利益団体（改正）（EU 離脱）規則の条文をそれぞれ示す。

（2）英国経済利益団体（UKEIG）

（a）意義・特徴

UKEIG は国境を越えて活動する必要がある異なる国（英国または EU 加盟国）の会社・法人その他の法主体または自然人によって組成される団体である。団体構成員のために特定の活動を行い、構成員の事業からは切り離されている。その目的は構成員の経済活動を補助し進展させることである（art. 3（1））。UKEIG の本拠地は英国になければならない。EU 域外の組織と提携することもできるが、EU 域外の提携先は UKEIG の構成員になることはできない。UKEIG は英国法上法人格を与えられる。

（b）活 動

UKEIG の活動は構成員の経済活動に関連したものであって、かつ付随的なものでなければならない（art. 3（1））。経済活動の範囲は広く解釈することができる。例えば大学や研究機関も UKEIG に参加することができる。ソリシタなどの専門職が UKEIG に参加することも認められるが、職業倫理との抵触を事前に確認する必要がある。

UKEIG 自体が専門職業を行うことは、構成員の活動を代わって行うことになるため許されない。しかし、構成員の専門職業に関連した役務（例えば、法律問題のコンサルテーション）を提供することはできる。

この点を除き、後述の規制の範囲内で UKEIG は構成員が求める活動をするこ

115) 前掲注 101) とその本文参照。Explanatory Memorandum to the European Economic Interest Grouping (Amendment) (EU Exit) Regulations 2018, para 7.9.

とができる。なお、UKEIG は EU および英国の競争法の適用を受ける¹¹⁶⁾。

(c) 禁止事項

UKEIG については、以下事項が禁止されている (art. 3 (2), art. 23, reg. 36, reg. 46)。

- ・ 通常の活動の結果としてであるとしても、利益を得る目的を掲げること。
- ・ 構成員自身の活動または他の企業を支配すること。
- ・ 構成員の株式を保有すること。
- ・ 公衆からの出資を得ること。
- ・ 他の EEIG または UKEIG の構成員となること。
- ・ 500 人を超える労働者を雇用すること。
- ・ 会社の取締役またはその取締役の関係者に対する融資が、法令によって規制または制限されている場合に、それを実行するために UKEIG を利用すること。
- ・ 法令によって許容されている場合を除き、会社と取締役またはその関係者との間の財産移転行為のために UKEIG を利用すること。
- ・ 本拠地を英国外に移転すること。

(d) 機関構成

UKEIG の機関構成が自治に委ねられていることは、基本的に EEIG と変わらない (art. 16)。英国または EU 域内の自然人または組織に、UKEIG の構成員資格をできるだけ広げることが規則の趣旨である。ただし、UKEIG の目的に鑑み、各構成員は UKEIG の構成員となる前にすでに経済活動に従事している者でなければならない。

構成員は異なる EU 加盟国の 2 名、または EU 加盟国と英国の 2 名以上が構成員でなければならない。構成員は、会社、法人その他の法主体であって、①英国または EU 加盟国の法令に従って設立され、かつ登記上または定款上の事務所を英国または EU 域内に置いていなければならない、②中央管理所（すなわち経営および支配の中心地）が英国または EU 域内にななければならない。自然人は、英国

116) Preamble to Council Regulation (EEC) No. 2137/85.

または EU 域内で、工業、商業、手工業もしくは農業活動に従事し、または専門職その他の役務を提供しているのであれば、構成員になることができる（art. 4 (1) (2), reg. 37）。英国および EU 加盟国以外の国・地域の組織は、構成員になることはできない。

(e) 構成員の役割

構成員は UKEIG がどのような活動を行うかを決定する。通常は当該 UKEIG の設立契約（formation contract）に規定されるが、設立契約への記載は要件とはされていない（art. 16）。

定期的な会議または構成員による意思決定が会議体によってなされなければならないという要件はない。構成員間のコミュニケーションは、ファックス、電話、テレビ会議など構成員が望む方法で行うことができる。

各構成員は 1 議決権を有する。設立契約で特定の構成員に複数議決権を付与することも認められる。例えばある構成員が他の構成員より多くの出資または専門技能を提供した場合などにそのような取扱いをすることが想定されるが、1 人の構成員が議決権の過半数を保有してはならない（art. 17 (1)）。

決議方法は、構成員が設立契約において自由に定めることができる。ただし、UKEIG の存立や運営に根本的な影響を与える決議については、全員一致でなければならない。全員一致が要求される決議事項は、UKEIG の目的変更、各構成員の議決権数の変更、存続期間の延長、構成員の UKEIG への拠出額の変更、設立契約に別段の定めがない場合の構成員の義務の変更、設立契約に別段の定めがない場合の設立契約のその他事項の変更である（art. 17 (2)）。

(f) 業務執行者の役割

構成員は、UKEIG を運営し日常業務の意思決定を行う業務執行者を選任する。業務執行者は 1 名以上置かなければならない。法人を業務執行者に選任することができるが、法人業務執行者を代表する自然人を登記しなければならない（art. 19, reg. 48）。

構成員が業務執行者の権限を制限したとしても、業務執行者の行為は UKEIG を拘束し、構成員はその行為について第三者に対し連帯責任を負う。構成員が業

務執行者に適用できる唯一の制限事項は、共同代表 (double signature) である。この場合、UKEIG は複数の業務執行者の共同行為のみに拘束される。ただし共同代表は、官報で公示しなければ第三者に対抗できない (art. 20, reg. 49)。

(g) ファイナンス

UKEIG は構成員による出資、借入れまたは寄付によって資金を調達する。ただし、UKEIG の構成員に出資の引受義務はない。構成員の出資は労務または技術の提供の形態であってもよい。公衆から出資を求めることはできない (art. 23)。

UKEIG が政府補助金を申請することは妨げられないが、UKEIG 向けの補助金制度は設けられていない。

(h) 税 務

UKEIG の損益は持分比率に応じて出資者に分配され、課税は出資者の手元において行われる。UKEIG の課税規定は、Taxes (Amendments) (EU Exit) Regulations 2019 に設けられている。

課税の目的上、UKEIG は出資者のエージェントとして活動しているとみなされる。すなわちその活動は構成員の共同活動であり、各構成員は UKEIG の財産、権利、債務および利益に対して持分を有する。各構成員に分配される損益は、設立契約の規定に基づいて決定される。設立契約に定めがない場合は、構成員の持分は均等とされる。UKEIG の収益、会計および企業情報は業務執行者が作成する。UKEIG の構成員は税法が規律している作為または不作為について連帯責任を負う。

UKEIG が、登録免除収益額を超えて VAT 賦課対象製品を製造・販売する場合は、他の法人と同様に VAT の登録をしなければならない。

(i) 会 計

UKEIG は会計および監査規定の適用を受けない。そのため会社登記所に年次計算書類を提出する義務がない。ただし、歳入税関庁 (HM Revenue & Customs) への申告は必要である。

(j) EU 加盟国での登記

UKEIG が英国外に事業所を有している場合は、当該国における登記および申告義務の適用を受ける場合がある。

(k) 公示義務

UKEIG の解散は官報で公示される (art. 31 (4), reg. 54)。設立契約の内容の変更も官報で公示しなければならない (art. 7 (a))。

(l) 名 称

UKEIG は、その名称中に「UK Economic Interest Grouping」または「UK EIG」の文字を含めなければならない (art. 5 (a))。また、その名称中に「limited」「unlimited」「public limited company」「UK Societas」という文字、その略表記またはウェールズ語の同等の文字を含めてはならない (reg. 10 (1))。その他の規制は 2006 年会社法に基づき設立された会社に適用されるものと概ね同じである。

(m) 事業所

UKEIG は EU 加盟国に事業所を有することができるが、第三国の支店と同じ扱いを受ける。登記については当該国の法令が適用される。

EU 加盟国において登記されている EEIG は、英国内に事業所を有することができる。登記に関しては英国の法令が適用される。

5.6 未実施の指令

英国の EU 離脱前の 2019 年に採択された指令として、会社法におけるデジタル・ツールおよびプロセスの利用に関する指令¹¹⁷⁾およびクロスボーダー組織変更指令¹¹⁸⁾がある。これらの指令について、加盟国の国内法整備の期限がそれぞれ

117) Directive (EU) 2019/1151 amending Directive (EU) 2017/1132 as regards the use of digital tools and processes in company law.

118) Directive 2019/2121 amending Directive 2017/1132 as regards cross-border conversions, mergers and divisions. 当該指令の成立経過とその意義について、上田

れ2021年8月1日、2023年1月31日までとされている。英国ではいずれについても国内法化されずに、移行期間終了を迎えた¹¹⁹⁾。特にクロスボーダー組織変更指令は、設立準拠法主義をとる英国の法人が開業の自由をめぐるEU判例の蓄積に寄与してきた結果ともいえるが¹²⁰⁾、今後は英国なきEUにおいて指令の運用をめぐる新たな判例と解釈論が展開されることになる¹²¹⁾。

本稿は2020年度東京経済大学個人研究助成費（研究番号20-16）による成果である。

廣美・前掲注85) 83頁以下参照。

119) <https://www.legislation.gov.uk/eudr/2019/1151/article/2/adopted>; <https://www.legislation.gov.uk/eudr/2019/2121/article/3>.

120) Daily Mail, C-81/87, 27.9.1988, ECLI: EU: C: 1988: 456; Centros, C-212/97, 9.3.1999, ECLI: EU: C: 1999: 126; Marks & Spencer, C-446/03, 13.12.2005, ECLI: EU: C: 2005: 763.

121) 上田廣美・前掲注85) 111頁。